

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 平成27年度取りまとめへの対応状況

(4)横断的事項

＜研究開発と人材の育成・確保＞

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>放射性物質対策は長期的な研究が必要な課題であり、環境動態等に係る最新の科学的知見を施策に反映することができるよう、地域の大学・研究機関等も含め、研究成果の集約・共有を図りそれを政策にスムーズに生かせる体制を構築するとともに、研究に関わる人材の育成・確保に、政府を挙げて、長期的な展望を持って取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、放射性物質が野生動植物に与える影響等についても、大学・研究機関等と連携しモニタリングや研究を進めるとともに、その解釈を含め丁寧な説明を行っていく必要がある。</p>	<p>①国立環境研究所福島支部の設置(研究成果の集約への体制構築) 国立環境研究所は、東日本大震災直後から環境回復に関する研究を行っており、より被災地に根ざした調査研究を力強く継続的に進めるため、平成28年4月に、福島県三春町に整備された福島県環境創造センターの研究棟内に福島支部を開設した。福島支部を現地拠点として、同センターに入居する福島県や日本原子力研究開発機構をはじめとする関係機関と連携し、第4期中長期計画に基づき災害環境研究プログラムを推進している。</p> <p>②研究概要と政策貢献の状況(研究成果の共有、最新の知見を施策に反映) 東日本大震災に伴う原子力災害からの環境回復を進める上では、放射性物質に汚染された廃棄物等の適切な保管・中間貯蔵及びこれらの減容・再生利用・処分に関する技術システムの構築、並びに、様々な環境中における放射性物質の長期的な動態把握と環境影響評価が重要な課題となっており、以下の2つを柱とした回復研究に取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性物質に汚染された廃棄物等の減容化・中間貯蔵技術等の確立 2. 放射性物質の環境動態・環境影響評価と環境保全手法の構築 <p>これらの研究成果は、ホームページや刊行物による情報発信のほか、他機関と連携したワークショップ・セミナー等の開催を通じて、成果の共有に努めている。</p> <p>また、中間貯蔵施設、除染による環境回復、除去土壌・除染廃棄物、指定廃棄物等の対策などに関する国や地方公共団体の検討会に参画し、蓄積した知見の提供や助言等を通じて、政策への貢献・反映に努めている。</p> <p>③人材の確保 2017年度までの実績として、福島支部で災害環境研究に従事する研究系職員23名雇用、つくば本部との兼務者を含めると約100名体制で研究を進めている(契約職員を含む)。</p>

＜経験の継承と国際的な発信＞

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>特措法に基づく除染、中間貯蔵施設の整備、汚染廃棄物処理に関する経緯、経験や反省を、正確に記録し将来の万一の事故に備えて継承するとともに、国際社会に発信し、我が国の国際貢献につなげていくべきである。</p>	<p>除染事業により蓄積された技術、経験、知識を散逸させず、後世へ残すとともに、それらを国内外に広く共有するため、有識者の協力を得て除染事業誌を編集し、英訳する。また、平成28年2月より実施しているIAEAとの専門家会合や二国間会合(米、英、仏、ウクライナ、ベラルーシ)等における対話、英語版ウェブサイトの随時更新を通じ、除染等の進捗について国際社会への情報提供・発信を行っている。</p>

<情報発信・共有とリスクコミュニケーション>

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>特措法に基づく措置の着実な実施のためにも、正確な情報の発信に加え、住民が自らの個人線量等を把握することの支援などを通じ、住民の懸念に丁寧に対応していくことが必要である。このため、地元の実情を踏まえ、住民と行政、地域の大学・研究機関等も含めた専門家等の間で、相談員制度等も活用しつつ、双方向のコミュニケーションを深めていくことが必要である。</p> <p>また、前述のとおり、我が国は原子力発電所に関するいわゆる「安全神話」を背景に、全国的に放射線教育が十分でないままに東京電力福島第一原子力発電所の事故に直面した。風評被害からの脱却を含む真の復興に向けては、自然放射線への理解促進も含めた総合的な放射線教育や、復興事業の進捗状況や見通しといった情報の発信について、環境省のみならず他の関係省庁も含めた、政府全体としての取組が不可欠である。</p> <p>その際、指定廃棄物や中間貯蔵及びその後に最終処分される廃棄物等については、その放射能濃度は、原子力施設から発生する、高レベル放射性廃棄物の1億分の1程度であり、低レベル放射性廃棄物と比較しても相当程度低い、という事実を踏まえ、それら原子力施設から発生する放射性廃棄物との放射能濃度や処分方法における違い等をしっかりと説明すべきである。</p>	<p>環境省が福島県とともに運営している環境再生プラザ(旧:除染情報プラザ)において、除染や放射線に関して地域の方々とともに学び考えるためのセミナーやワークショップの実施、専門家派遣や企画展示など、地域とのコミュニケーションの場を提供している。また、「除染と中間貯蔵施設に関するお問い合わせ窓口」等のコールセンターを設置し、住民等からの問い合わせに対応している。これに加え、住民を身近で支える相談員等のために「相談員リスクコミュニケーション支援センター」において、自治体や相談員からのニーズ収集や研修会、専門家派遣を行っている他、自治体職員等を対象として研修会の開催を行っている。さらに、住民を対象として放射線の基礎知識や健康影響等に関するセミナーの開催や少人数での意見交換、不安軽減のための個人線量計配布やWBC測定を受けるための機会の提供を行っているところ。なお、事業の実施にあたって再生プラザ及び支援センター等の担当者が定期的集まる会議を設け、情報共有、連携施策等の検討を行っている。</p> <p>なお、科学的根拠に基づかない風評等は、福島県の現状についての認識が不足してきていることに加え、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果等が十分に周知されていないことに主たる原因があると考えられる。こうした状況を踏まえ、復興大臣のリーダーシップの下、「原子力災害による風評被害対策を含む影響への対策タスクフォース」に「風評払拭・リスク強化戦略策定プロジェクトチーム」を設置し、関係府省庁のこれまでのリスクコミュニケーション対策の総点検を行った上で、有識者の意見を聴取し、最新の科学的知見等を踏まえ、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を取りまとめたところ。</p>

<政府全体及び自治体の連携>

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>環境省のみならず関係省庁を含めた政府全体及び自治体の連携は、特措法の円滑な施行に当たっての必須事項である。特に除去土壌等の再生利用を推進していくためには、公共事業等での活用が重要であり、関係省庁・自治体と連携して進めて行く必要がある。また、地域住民に近い存在であり政策実施主体である自治体(県・市町村)のアイデアを積極的に吸い上げ、地域の望ましい将来像の実現に向けて国・自治体が一丸となって、特措法に基づく取組や放射性物質に関する理解の醸成を進めるべきである。</p>	<p>除去土壌の再生利用については、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会を開催・審議している。同検討会では、国土交通省をはじめ、関係省庁にオブザーバとして出席してもらうなど情報の共有に努めている。</p> <p>また、飯舘村からの要望を受け、同村長泥行政区において再生利用実証事業を行うこととし、具体的な事業の内容等について、今後、地元自治体と連携しながら取り組んでいくこととしている。</p>

<法制度を含めた総合的な検討>

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>ここまで点検してきたことを踏まえつつ政府一丸となって取組を進めるとともに、現行の除染実施計画が終了する時期(平成28年度末)を目途に、現行の施策に一定の進捗があることを前提として、改めて特措法の施行・進捗状況の点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当て等を行うべきである。</p> <p>なお、特措法附則第6条においては、「放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について」の検討が求められているところであり、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、同条に基づく検討についても行うべきである。その際、放射性物質が環境中に放出される事故等については、事故の規模や汚染の広がりなどの状況に応じ、適切な対処の仕方が異なると考えられる点に留意するとともに、将来の万一の事故に備え、特措法に基づく施策の経緯・経験・反省を正確に記録し、継承・発信していくことが重要である。</p>	<p>面的除染が平成28年度末に概ね完了し、その実施状況が取りまとめられたことを受けて、平成29年夏から「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」を開催。特措法の施行・進捗状況を確認し、制度的な手当ての必要性等を含め御議論いただいているところ。</p> <p>なお、特措法附則第6条の検討については、本検討会での点検結果を勘案しつつ検討を行う予定。また、除染事業により蓄積された技術、経験、知識を散逸させず、後世に残すとともに、それらを国内外に広く広く共有することを目的とし、除染事業誌の編集を行っているところ。</p>